正　　誤

令和五年七月二十八日（号外第百五十九号）公布総務省令第六十一号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ改正後欄種別欄中終りから六行目から一七ページ改正後欄種別欄中三行目までは次のとおりの誤り。

ア　公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県七十二・〇％分」という。）

イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県六十・〇％分」という。）

ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県五十・〇％分」という。）

二〇ページ改正後欄種別欄中一四行目から三二行目は次のとおりの誤り。

ア　公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村七十二・〇％分」という。）

(ア)　令和四年度市場公募都市に係るもの

(イ)　令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第二条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　令和四年度市場公募都市に係るもの

(イ)　令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　令和四年度市場公募都市に係るもの

(イ)　令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ページ	段	行	誤	正
四八		改正後欄終りから六	523,000円	1,523,000円
七〇		改正前欄三～四	留学生課高等教育修学支援室事務連絡	留学生高等教育修学支援室事務連絡
七三		改正後欄六	令和４年度入学金減免額	令和４年度授業料減免額
〃		改正前欄〃	令和３年度入学金減免額	令和３年度授業料減免額
一七二		改正後欄五	$AW_n)$	$AW_n) \times \frac{\gamma}{0.30}$

一八二ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中一九行目の次に次を加える。

γ　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に－0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

四一〇ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中終りから八行目は次のとおりの誤り。

$$BV_n) + \sum_{n=令4}^{令4} (BW_n \times BX_n) + \sum_{n=令4}^{令4} (BY_n \times BZ_n) \times \frac{\gamma}{0.30}$$

四二二		終りから六～五	並びに静岡県浜松市に対して総務大臣にお通知した額のうち①に

四二三ページ改正後欄中一三行目及び改正前欄中一三行目の次に次を加える。

			カ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.02505

四三九ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中五行目の次に次を加える。

γ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に－0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

四四七ページ改正後欄中一四行目から二六行目は次のとおりの誤り。

			［略］

同ページ改正前欄中一四行目から二六行目は次のとおりの誤り。

			［同左］

四五七		改正後欄一九	（D－E＋F＋G）	（D－E＋F＋G）
〃		改正前欄〃	（D－E＋F＋G）	D－（E－F＋G＋H）
四六四		〃四～一五	算定過程	算定の過程

本紙：令和6年7月18日より引用しております